

第2章 手数料

○大雪消防組合手数料徴収条例

〔平成12年3月30日
条例第3号〕

改正 平成18年3月30日条例第2号 平成22年12月24日条例第4号
平成24年3月29日条例第2号 平成26年4月1日条例第15号
平成30年3月22日条例第1号 令和元年12月20日条例第3号

大雪消防組合手数料徴収条例（昭和48年大雪消防組合条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（手数料の区分及び金額）

第2条 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）又は大雪消防組合火災予防条例（昭和48年大雪消防組合条例第17号）に基づく事項、その他手数料を徴収する事務の区分及び金額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 図面の写しの交付にあつては、1枚1面をもって1件とする。

3 閲覧は、1種類1回で1件とする。

4 件数についての規定がない証明は、1枚で1件とする。

（手数料の納付及び還付）

第3条 前条に定める手数料は、申請の際に現金で納付しなければならない。

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（郵便による交付）

第4条 第2条別表第1の危険物の許可書等及び別表第2の証明書等を郵送により交付を受けようとする者は、郵送料を負担しなければならない。

（手数料の免除）

第5条 管理者は、別表第2に定める事項で、次の各号の一に該当する場合は、手数料を免除することができる。

（1） 公の扶助を受けている者のもの又は扶助を受けるために必要とするもの

（2） 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの

（3） 公用で使用するとき。

（4） その他管理者が特別の事由があると認めるとき。

（過料）

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科す。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、手数料徴収に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（当麻町、比布町及び愛別町の大雪消防組合加入による経過措置）
- 2 平成26年4月1日において、その前日までに上川中部消防組合手数料条例（平成12年上川中部消防組合条例第1号。以下「中部条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなし、その手数料については、なお中部条例の例による。

附 則（平成18年3月30日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日条例第4号）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第15号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第3号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

第6編 財務（大雪消防組合手数料徴収条例）

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事務	区 分		単 位	金 額	
1 法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認			1件	5,400円	
2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可	(1) 製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件	39,000円	
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件	52,000円	
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件	66,000円	
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件	77,000円	
		指定数量の倍数が200を超えるもの	1件	92,000円	
	(2) 貯蔵所	ア 屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件	20,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件	26,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件	39,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件	52,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	1件	66,000円
		イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	指定数量の倍数が100以下のもの	1件	20,000円
			指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	1件	26,000円
			指定数量の倍数が10,000を超えるもの	1件	39,000円
			ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タ	1件	570,000円

第6編 財務（大雪消防組合手数料徴収条例）

	ンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		
エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件	880,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1 件	1,070,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件	1,200,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件	1,520,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件	1,780,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	1 件	4,070,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件	5,340,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件	6,490,000 円
オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件	1,180,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1 件	1,410,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件	1,590,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件	1,950,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリ	1 件	2,270,000 円

第6編 財務（大雪消防組合手数料徴収条例）

	ットル未満のもの		
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	1 件	4,550,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件	5,820,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件	7,070,000 円
カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満のもの	1 件	5,930,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの	1 件	7,470,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの	1 件	10,900,000 円
キ 屋内タンク貯蔵所		1 件	26,000 円
ク 地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 100 以下のもの	1 件	26,000 円
	指定数量の倍数が 100 を超えるもの	1 件	39,000 円
ケ 簡易タンク貯蔵所		1 件	13,000 円
コ 移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所を除く。）		1 件	26,000 円
サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所		1 件	39,000 円
シ 屋外貯蔵所		1 件	13,000 円
(3) 取扱所	ア 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）	1 件	52,000 円
	イ 屋内給油取扱所	1 件	66,000 円
	ウ 第一種販売取扱所	1 件	26,000 円
	エ 第二種販売取扱所	1 件	33,000 円
	オ 移送取扱所	危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。）が 15 キロメートル以下のもの（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が	1 件

第6編 財務（大雪消防組合手数料徴収条例）

		0.95 メガパスカル以上のものであってかつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。）		
		危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	1件	87,000円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	1件	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
	カ 一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	1件	39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	1件	52,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	1件	66,000円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	1件	77,000円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	1件	92,000円
3 法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の変更の許可			1件	2の項の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、「備考」で定める場合には、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、2の項(2)イの区分）に従い、それぞれ当該手数料の額の2分の1の額
4 法第11条第5項の規定に基づく完	(1) 設置の完成検査		1件	2の項の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩

第6編 財務（大雪消防組合手数料徴収条例）

成検査				盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなして、2の項(2)イの区分。以下この表において同じ。)にそれぞれ従い、当該手数料の額の2分の1の額
	(2) 変更の完成検査		1件	2の項の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の1の額
5 法第11条第5項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認			1件	5,400円
6 法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(1) 水張検査	容量10,000リットル以下のタンク	1基	6,000円
		容量10,000リットルを超え1,000,000リットル以下のタンク	1基	11,000円
		容量1,000,000リットルを超え2,000,000リットル以下のタンク	1基	15,000円
		容量2,000,000リットルを超えるタンク	1基	15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットルに満たない端数を増すごと4,400円を加えた額
	(2) 水圧検査	容量600リットル以下のタンク	1基	6,000円
		容量600リットルを超え10,000リットル以下のタンク	1基	11,000円
		容量10,000リットルを超え20,000リットル以下のタンク	1基	15,000円
		容量20,000リットルを超えるタンク	1基	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
(3) 基	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロ	1件	420,000円	

第6編 財務（大雪消防組合手数料徴収条例）

礎・ 地盤 検査	リットル以上 5,000 キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所		
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロ リットル以上 10,000 キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	560,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロ リットル以上 50,000 キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	730,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロ リットル以上 100,000 キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	960,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キ ロリットル以上 200,000 キロリット ル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,090,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キ ロリットル以上 300,000 キロリット ル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,660,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キ ロリットル以上 400,000 キロリット ル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,900,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キ ロリットル以上の特定屋外タンク貯 蔵所	1 件	2,120,000 円
(4) 溶 接部 検査	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロ リットル以上 5,000 キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	530,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロ リットル以上 10,000 キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	680,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロ リットル以上 50,000 キロリットル未 満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,030,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロ リットル以上 100,000 キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,410,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キ ロリットル以上 200,000 キロリット ル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	1,780,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キ ロリットル以上 300,000 キロリット ル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	3,430,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キ ロリットル以上 400,000 キロリット ル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	4,190,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キ ロリットル以上の特定屋外タンク貯 蔵所	1 件	4,800,000 円
(5) 岩 盤タ ンク 検査	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キ ロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件	9,320,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キ ロリットル以上 500,000 キロリット ル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	12,600,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キ ロリットル以上の特定屋外タンク貯 蔵所	1 件	17,300,000 円

第6編 財務（大雪消防組合手数料徴収条例）

	蔵所			
7 法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の変更の許可に係る完成検査前検査	(1) 水張検査	1 基	6 の項(1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額	
	(2) 水圧検査	1 基	6 の項(2)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額	
	(3) 基礎・地盤検査	1 件	6 の項(3)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の 2 分の 1 の額	
	(4) 溶接部検査	1 件	6 の項(4)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の 2 分の 1 の額	
	(5) 岩盤タンク検査	1 件	6 の項(5)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額の 2 分の 1 の額	
8 法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	(1) 特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件	320,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1 件	460,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件	750,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件	1,020,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件	1,300,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	1 件	3,150,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件	3,870,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	1 件	4,460,000 円
	(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	1 件	2,690,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの	1 件	3,230,000 円
		危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの	1 件	4,830,000 円

第6編 財務（大雪消防組合手数料徴収条例）

	(3) 移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所	1件	70,000円
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所	1件	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額
<p>備考</p> <p>3の項で定める場合とは、次の各号に掲げる特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤に係る屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>(1) 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所（次号に掲げるものを除く。） 屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンク本体及び地盤、海上タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンク本体及び定置設備（定置設備の地盤を含む。））の変更以外の変更の場合</p> <p>(2) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所 岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更の場合</p>				

第6編 財務（大雪消防組合手数料徴収条例）

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事務	区 分	単 位	金 額	
1 公簿、公文書、図書の 閲覧、照合		1 件	300 円	
2 公簿、公文書、謄抄本 の交付		1 件	400 円	
3 消防長（署長）が行う 検査及び証明	(1) 集合煙突検査	1 本	1,000 円	
	(2) 指定数量 未満の危険 物のタンク 水張検査又 は水圧検査	容量 500 リット ル未満のタンク	1 基	2,000 円
		容量 500 リット ル以上のタンク	1 基	4,000 円
	(3) 集合煙突検査証明	1 件	300 円	
	(4) り災証明	1 件	300 円	
	(5) その他の証明	1 件	300 円	
4 管理者が証明できる もの	(1) 危険物製造所等完成検査 済証（再交付）	1 件	500 円	
	(2) 危険物製造所等設置許可 書（再交付）	1 件	500 円	
	(3) 危険物製造所等タンク検 査済書（再交付）	1 件	500 円	
	(4) その他の証明	1 件	500 円	